

訪問介護・訪問型サービス

きらら介護サービス 運営規程

第1条 (事業の目的)

株式会社グッドスタッフが開設するきらら介護サービス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

第2条 (運営の方針)

- (1) 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係区市町村・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 きらら介護サービス
- (2) 所在地 東京都葛飾区小菅 3-5-14

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管 理 者 1名
管理者は、事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護・予防訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上
訪問介護員は、指定訪問介護の提供にあたります。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間、サービス時間は次のとおりとします。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日
ただし、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後6時
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとります。
- (4) サービス提供時間 月曜日～日曜日 午前8時～午後9時
- (5) 緊急時、随時訪問介護支援サービスを行うこととします。

第6条 (指定訪問介護・訪問型サービスの提供方法、内容及び利用料等)

- (1) 指定訪問・訪問型サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問・訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、*別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その1割、2割、3割の額とします。
 - ① 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、更衣介助、体位交換、通院介助
 - ② 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他
- (2) 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。
 - ① 通常の実施地域を越えて1kmにつき100円
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとします。

第7条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、葛飾区、足立区の区域とします。

但し訪問型サービスの実施地域は、葛飾区内とします。

第8条 (相談・苦情対応)

- (1) 当事業所は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。
- (2) 当事業所は、前項の苦情の内容について記録し、その完結の日から2年間保存します。

第9条 (事故処理)

- (1) 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡及び報告を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

第10条 (緊急時等における対応方法)

- (1) 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- (2) 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告します。

第11条（虐待防止に関する事項）

- (1) 事業所は虐待の発生またはその再発防止するため次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ①虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④前3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

第12条（ハラスメントの防止に関する事項）

事業所は職場におけるハラスメントの防止のため雇用管理上の措置を以下のように講じます。

なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされる事に留意しなければならない。

- ① 職場におけるハラスメントの内容および職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発します。
- ②職場において行われる性的な言動または優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- ③ 相談に対応する担当者をあらかじめ定め、従業員に周知します。

第13条（業務継続計画〔BCP〕の策定に関する事項）

- ①事業所は、感染や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅支援の提供を継続的に実施するための、及び非常事態で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- ②事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条（感染症対策に関する事項）

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第15条（その他運営についての留意事項）

- (1) 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- ① 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 2 回以上
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業所はこの事業を行うため、サービス提供に係わる諸記録その他必要な帳簿を整備します。
- (4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社グッドスタッフとの事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

一部変更 令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

料 金 表

【訪問介護サービス】 通常時間帯（午前8時～午後6時）

サービス内容		基本料金	ご利用者負担額 (基本料金の1割)	ご利用者負担額 (基本料金の2割)	ご利用者負担額 (基本料金の3割)
身体介護	20分以上 30分未満	2,781円	278円	556円	834円
	30分以上1時間未満	4,411円	441円	882円	1,323円
	1時間以上 1時間30分未満	6,463円	646円	1,292円	1,938円
生活援助	20分以上 45分未満	2,040円	204円	408円	612円
	45分以上	2,508円	250円	501円	752円
初回加算		2,280円	228円	456円	684円
介護職員処遇改善加算Ⅱ		1月につき所定単位数の224/1000			

【訪問型サービス】

サービス内容	サービス時間	基本料金	ご利用者 負担(1割)	ご利用者 負担(2割)	ご利用者 負担(3割)
訪問型サービスⅠ (生活援助)	20分以上45分未満	2,508円	251円	502円	752円
訪問型サービスⅡ (身体援助含む)	20分以上45分未満	3,078円	308円	616円	924円
処遇改善加算Ⅰ		1,835円	184円	367円	551円
初回加算		2,280円	228円	456円	684円
ベースアップ加算		319円	32円	64円	96円

- * 夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合 25%増し
- * 深夜（22：00～6：00）の場合 50%増し
- * 訪問介護員2名派遣の場合 2人分
- * 法定代理受領の場合は上記金額の1割・2割・3割（ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による）